

緊急時配布における職員割り当て人数の考え方(案)

職員数 520人	専門職 120人	診療所(医師・看護師)	10人	拠点へ移動 配布割り当て人数には含まれない	
		消防署	70人		
		幼・保育園	40人		
	正職員 450人 非常勤等 70人 (本庁、第2庁舎勤務94人中)	一般職 400人	261自治会配布	301人	市民センター(10)、城東支所(5)、ハートピアセンター(5)、西紀支所(5)、丹南健康福祉センター(10)、今田支所(5)
			6拠点(2カ所×10人+4カ所×5人)	40人	
			本部	59人	
		本部要員	36人	・災害対策本部員 ・情報収集 ・関係機関連絡調整 ・マスコミ、問合せ対応 ・広報車、ホームページ、無線による情報提供 ・上下水道施設管理 ・福祉施設、医療機関との連携 ・学校等との連携 ・職員人員調整	
		若狭町対応(受入6カ所×1人)	6人		
		その他(庁内33課1名程度待機)	17人		

※避難勧告時 ⇒ 通常業務をすべて停止させる

- ①正職員450人のうち、専門職120人を除くと、ヨウ素剤配布に携わることができるのは330人と考える。
- ②261人を全自治会への配布に割り当ててしまうと本部運営に69人しか残らないため、330人では人数不足である。このため、非常勤職員等94人の内70人を含め、担当職員は地域職員会等の中から年度当初に割り当てる。
- ③261自治会の内、人口に応じた人数の職員を割り当てる。
(おおむね、自治会員上限300人に1人の職員を割り当てることとする。)

(うち非常勤等)

0~299人	237箇所×1人=	237人	(0人)
300~599人	18箇所×2人=	36人	(18人)
600~899人	2箇所×3人=	6人	(4人)
900以上	3箇所×4人=	12人	(9人)
住吉台(2,859人)	1箇所×10人=	10人	(9人)
合計	必要職員数	301人	(40人)

- ④公用車の台数に限りがあるため、職員の私用車で運搬する。
- ⑤職員数と同人数を消防団からの補助員として割り当てる。
- ⑥自治会長にまとめて渡すことは、医薬品医療機器法(旧薬事法)に抵触するため、あくまで職員が本人等へ渡すこととする。